

「太政類典」の概要

1. 作成・移管の経緯

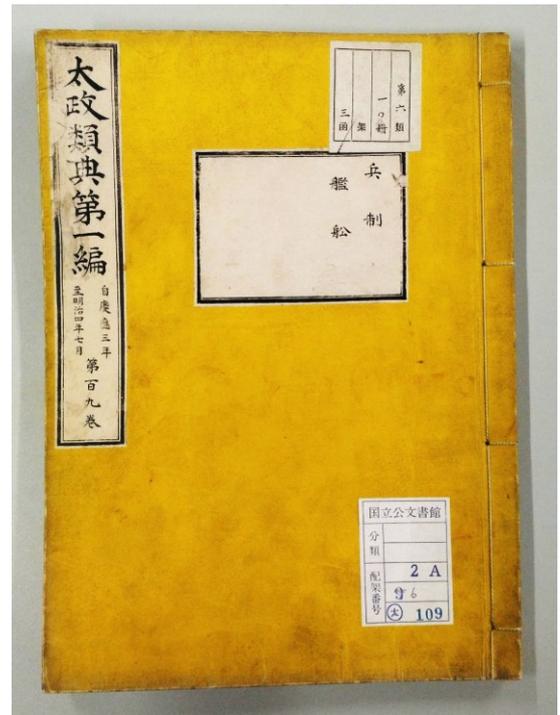
「太政類典」(だじょうるいてん)は、太政官記録局が、政務の重要事項と命令の出された理由や根拠について明らかにしておくため、慶応3年(1867)から明治14年(1881)までの「太政官日誌」、「公文録」(こうぶんろく)などから典例条規(先例・法令等)を採録・浄書し、編纂したものです。

昭和46年(1971)の国立公文書館開館後に移管され、昭和47年度から、閲覧利用が開始されました。

2. 資料の概要

総数は911冊です(草稿238冊を含め1,149冊)。

年代順に大きく6編に分けられ、雑部として「鹿児島征討始末」などが編纂されています。



「太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百九巻・兵制・艦船」、請求番号：太 00109100

編	期間	冊数	請求番号
第1編	慶応3年10月～明治4年7月 ※復古始末(5冊)、東北征討始末(12冊)を含む	222	太 00001100～太 00222100
第2編	明治4年8月～明治10年	382	太 00223100～太 00604100
第3編	明治11年～12年	101	太 00605100～太 00705100
第4編	明治13年	70	太 00706100～太 00775100
第5編	明治14年	50	太 00776100～太 00825100
雑部	鹿児島征討始末(1～25)	25	太 00826100～太 00850100
	台湾部	5	太 00851100～太 00855100
	佐賀征討(春・夏・秋・冬)	4	太 00856100～太 00859100
	熊本、秋月、萩暴動始末(上・下)	2	太 00860100～太 00861100
外編		50	太 00862100～太 00911100
草稿		238	太草 00001100～太草 00241100 ※太草 00043100、00044100、00141100は欠
計		1,149	

表紙には黄表紙が使用され、題箋が貼られています(冒頭写真参照)。本文の料紙は片側13行の太政類典専用の青色罫紙と、「公文類聚」(こうぶんるいしゅう)の柱書のある罫紙が使用されています。四ツ目綴りで製本され、大きさは約265mm×190mmで統一されています。

3. 資料の構成

当初、神祇部から外教部までの十六部で編纂が開始されましたが（「十三、太政類典凡例ヲ定ム・四
 条」、『諸帳簿・記録局諸則沿革録二』（帳 00053100）所収）、明治 14 年（1881）に「太政類典
 編纂例則」（「十八、太政類典編纂例則ヲ定ム」、同上所収、後掲）が定められ、以下に示す六類、十九
 門に分類・整理されることとなりました。全体構成は、表「○太政類典の構成(1)」「同(2)」をご覧ください。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 第一類 制度／官制／官規 | 第四類 兵制／学生／教法 |
| 第二類 儀制／宮内／外国交際 | 第五類 租税／理財 |
| 第三類 地方／保民／産業／運漕 | 第六類 民法／訴訟／刑律／治罪 |

4. 引用されている書目

「1.作成・移管の経緯」に示したとおり、「太政類典」は、「太政官日誌」、「公文録」などから典例条規
 （先例・法令等）を採録・浄書し、編纂したものです。採録元（引用元）の資料については、「太政類典
 編纂例則」（前掲）の中で、以下のとおり整理され、手書き又は専用の印判によって記されています。

引用書目	記号等	引用書目	記号等	引用書目	記号等
公文録	[内務] [大蔵] _{ノ類}	東巡日誌	[巡]	憲法類編	[憲]
太政官日誌	[誌]	江城日誌	[江]	諸省布達全書	
行在所日誌	[所]	宮中日記	[官][東京]	辞令録	[辞]
東京城日誌	[城]	日録	[録]	職官表	[表]
鎮臺日誌	[臺]	官符原案	[符]	皇族家記	[家記]
鎮将府日誌	[将]	布告全書	[布]	華族家記	[家記]

5. 関連資料

「太政類典」は、その収録資料が、典例条規とするに足りないもの、一時的な上申・下達にとどまるものな
 ど、「要スルニ之ヲ太政ノ類典ト謂フヲ得」ない内容となったと判断され、明治 15 年（1882）以降の編綴
 分（第六編）から「公文類聚」と改称されました。これに伴って門名も「政体」以下 22 門に変更されまし
 が、編纂方法に大きな変化はなく、明治 18 年（1885）分（第九編）まで作成されました。

また、「太政類典」と同じく明治太政官文書の主要な資料として、「公文録」が挙げられます。「公文録」は
 基本的に公文書の原本を官庁別にまとめたものです。

なお、「公文類聚」は、明治 19 年（1886）以降も昭和 29 年（1954）まで作成されますが（第十
 編～第七十九編）、こちらはそれまでの「太政類典」・「公文類聚」とは異なり、公文書の原本を綴じ込んだ
 もので、主として法律及び規則の原議書が収録されています。

（掲載日 2026.2.27）

（最終更新日 同上）

○太政類典の構成(1) 第一編～第五編の門別の冊数

類 門 編	第一類			第二類			第三類				第四類			第五類		第六類				計	
	制度	官制	官規	儀制	宮内	外国交際	地方	保民	産業	運漕	兵制	学制	教法	租税	理財	民法	訴訟	刑律	治罪		その他
第一編 慶応 3-明治 4.7	14	10	18	5	6	8	16	14	6	8	10	5	6	18	31	3	1	13	15	17	222
第二編 明治 4.8-10	13	13	19	6	6	37	37	20	23	27	42	7	23	10	49	7	20	13	23	-	382
第三編 明治 11-12	2	2	7	1	2	5	10	4	8	4	10	1	8	1	20	1	7	13	13	-	101
第四編 明治 13	1	2	5	1	1	3	6	3	6	3	5	1	6	1	12	1	4	13	13	-	70
第五編 明治 14	1	2	2	1	1	3	5	1	5	4	3	1	5	1	15	1	1	13	13	-	50

○太政類典の構成(2) 類・門・目の関係 ※国立公文書館編『太政類典目録』上・中・下より作成（「太政類典編纂例則」（明治 14）の記載とは異なります）

類	門	目	類	門	目	類	門	目
第一類	制度	詔勅、臨御親裁、 禁令、布令揭示、曆、 度量衡、貨幣、出版、 爵位、種族、忌服、雑	第三類	地方	行政区、地方官職制、諸侯、 地方官庁制置、地方税、議 会、土地処分、特別地方、特 別ノ地方（開拓使、琉球藩、 小笠原島）	第五類	租税	租税徴収、地租、 証券税、証印税、 海関税、雑税、雑
	官制	文官職制、臨時官、 官庁制置		保民	戸籍、衛生、救済、警察		理財	経費予算、出納順序、 勘定帳、官省院使経 費金、府県経費金、 収入及支出金処分、 官給、旅費、禄制、 国債及紙幣、雑
	官規	任免、賞典恩典、 朝参休暇、出張着発、 受付申達、文書、 印章、図籍、雑		産業	農業、山林、商業、工業、 雑、展覽場			
第二類	儀制	朝拜宴会、諸儀式、 雅楽、徽章	第四類	運漕	治水道路、陸運（附鉄道、電 信、郵便）、海運（附港津、 灯台）	第六類	民法	婚姻、継嗣、親族、 後見人、財産、 契約、賃貸、雑
	宮内	内廷、行幸行啓、宮室		兵制	武官職制、鎮台及諸庁制置、 徴兵、軍艦、兵学、 軍功賞及恤典、徽章、会計、 軍律及行刑、雑		訴訟	民事裁判所、審理、 裁判
	外国交際	外国贈答、外人参朝及 贈遣、条約、外客雇入、 開港市、内地旅行、 公使及領事差遣、 諸官員差遣、航海、 外国在留取締、雑		学制	教員制置及属員、学制、 学校、生徒、雑		刑律	刑律、違式カイ違、 諸罰則
教法			教法、神社、祭典、山陵、 神官、教導職職制、教導職 選挙、寺院、葬儀、僧尼、雑	治罪	刑事裁判所、審理、 行刑、赦宥、監獄			

○太政類典編纂例則(明治14年)

太政類典編纂例則

第一条 類典八典例ヲ類聚スルヲ以テ義ヲ為ス然レトモ維新以來典章事例大抵布告達若クハ指令ノ内ニ散見スルヲ以テ必其典ヲ例タルヲ分別シ一様ノ書體ニ因ラントモ七八既ニ原文ノ點竄ヲ要シ又書法ノ酌量ヲ費シ到底原意ヲ失フノ恐レヲ免レシ故ニ總ニ其書類ハ之ヲ區別シ其文字ハ儘ク布告達ノ全文ヲ掲ク

第二条 布告達及ヒ指令ハ必各庁ノ申牒往復若クハ官中各局ノ議案等アリテ之ニ屬シ之ト對看シテ始メテ其発スル所以ヲ知ルハシ、因リテ綱目ノ體ニ倣ヒ指令布告達ヲ綱トナシ之ニ屬スル所ノ文書ハ總ニ之ヲ目トナス、庶クハ一事一節源委分明後來考拠檢索ニ便ナル者ヲ、但各庁ノ申請ニ未批スル者及各庁布達諸届書等若キハ其大旨ヲ摘記シテ綱トナシ本文ヲ以テ其目トナス付箋

(付箋)十七年十一月六日日本条改正并ニ心得方ヲ定ム、本部第二類第二十二載又

第三条 本書八慶應三年丁卯十月一日起リ自此時至明治四年七月第一編トシ自明治四年八月至明治十年第一編トシ自明治十一年至明治十二年第三編トナス、以後逐年之ヲ編纂スハシ

第四条 編纂ノ體ハ事ニ因リテ類ヲ分チ類ニ因リテ門ヲ分チ門ニ因リテ又目ヲ分ツ、凡六類十九門百六目トス(別紙第一号參看)

第五条 部門門目ハ政務ノ變遷毎ニ事類ニ存廢アルヲ以テ時々加除増減セザルヲ得ス務メテ其差一就キ其名ヲ命シ檢尋檢索ニ便ナルヲ期ス

第六条 一文書ノ各目目ニ干渉スル者ハ全文ヲ最關係アル部ニ載セ他ノ部目ニ於テハ唯其要領ヲ節録シ或ハ索引ノ下ニ掲ケ某部目ニ載スルコトヲ記註ス

第七条 官等職制等ノ如キ官制ノ部門アリト雖モ武官地方官等職制ハ特別ナル事項多キヲ以テ兵制及ヒ地方ノ部ニ於テ別ニ此目ヲ設ク

第八条 北海道・琉球藩・小笠原島等ニ係ル事項ハ地方部中特別地方ナル一目ヲ設ケ總ニ此中ニ採輯シ施政上殊別アルヲ見ルニ便ス然レトモ若シ事ニ依リ他ノ部目ニ載スルモノアレハ其旨ヲ索引ノ下ニ記ス

但琉球藩八十二年四月四日廢セラレテ沖縄県トナリ小笠原島八十三年十月八日東京府ノ所轄トナリシ以後ノ文書ハ一般府県ノ例ニ拠ル

第九条 事ノ小顛末ヲ成ス者ハ他ノ部目ニ涉ル者ヲ合セテ一目中ニ取録スルコトアリ、巡幸ノ始末ヲ宮内府行幸ノ目ニ収メ全權大使歐米差遣ノ始末ヲ外交部諸官員差遣ノ目ニ収メ異宗徒ノ始末ヲ教法部教法ノ目ニ地方暴動ノ始末ヲ保民部警備ノ目ニ収ムル等是ナリ(十七年十一月本田十二日本条刪除、稟請書本部第二類第二十二載之)

第十条 事ノ大顛末ヲ成ス者ハ一定ノ部目ニ拘ハラズ之ヲ雜部トナシ別ニ編纂ス、東北征討始末、佐賀征討始末、台灣征討始末、熊本秋月秋暴動始末、鹿児島征討始末ノ如キ是ナリ(第九條付載ノ通り止ベシ)

第十一条 各庁申牒ノ類允可ヲ得ザル者及ヒ成規ニ拠リ施行スル者ハ概シテ之ヲ省ク、若シ一回ハ允可ヲ得ザルモ再請ニ因リテ允可セザル者アレハ其原委ヲ考フルノ便アルヲ以テ共ニ之ヲ録存ス(別紙第二号參看)

但本項省略スハキ分ト雖モ十年前既ニ採輯アルモノハ故ニ刪除セズ又十一年以後ハ省略セル書類ノ目次ノミヲ聚メ別ニ一部ノ索引ヲ作り原書ヲ搜索スルニ便ス(十七年十一月日本条改正、稟請書本部第二類第十九載之)

第十二条 各庁申牒及議案等ニ援引セル參考文書ノ類各所ニ重出スルモノタヒ編入セルモノハ他所ニ於テハ之ヲ省キ単ニ某部ニ載スル旨ヲ記註ス(十七年十一月日本条心得方ヲ定ム、本部第二類第二十二載之)

第十三条 各省使等ノ布達ニ時ノ事ニ止マリ永式ニアラザル分ハ之ヲ略ス

第十四条 各府県ノ布達ハ之ヲ採ラスト雖モ東京府警視庁ノ如キ時ニ參考ニ要アリト認ムルモノハ之ヲ採ル

第十五条 凡ソ諸図式及ヒ国郡圖等ノ外地所家屋ノ略圖ハ概シテ之ヲ略ス但考証ニ供スル類ハ此限ニ在ラス

第十六条 本書八部目ノ改マルニ隨テ其端ヲ改メ一部目中ト雖モ紙數過多勢分ツテ數冊ト為サ、ルヲ得ザル者ハ亦其端ヲ改ム、但端ヲ改ムルトキハ必其部目ヲ掲ク

第十七条 每件必其紙端ヲ改メ施行若クハ決裁ノ年月日ヲ掲ク、其書式綱ハ平頭大書ヲ用ヒ目ハ平闕ヲ用ヒ題書ハ各之ヨリ一格ヲ降シ指令及ヒ布告達ノ番号ハ朱書ヲ用ユル等各其法ニ依ル

第十八条 各局議案中公布案指令案及各庁申牒中布達案等ハ其廢案ノ屬スルモノ、外其文必綱目ノ中ニ列スルヲ以テ之ヲ再録セズ

第十九条 各局合議ニ係ル議案八首書ノ局ヲ以テ立案ト視做シ某局議案或ハ主査ト書シ其他ヲ廢査ト書ス

但議案ト主査ノ別ハ其構案アルト査閱ニ止マルトヲ以テスルノミ

第二十条 議案ニアラステ単ニ某上申或ハ八届等看覽ニ供スルノミノ文書ハ其添書ヲ刪除シ唯文末ニ於テ某局主査ヲ記註ス、然レトモ若シ各局其意見ヲ具シテ上申スルモノアレハ問亦之を載録ス

第二十一条 本書八總ニテ原文ヲ完存スルヲ以テ旨トスルモ申牒往復ノ類彼我官民名等ハ之ヲ省キ某省同若クハ八届ノ題稱ニ改ム、若シ文中批者其人自稱ニ係ル者アル類及ヒ省庁ニ非サル一己人ノ文書等必其氏名アルヲ要スル者ハ仍之ヲ具書ス、題稱等諸式左ノ如シ

某庁或某官氏名ハ達

但全国ハ公布スル分ハ題目ヲ要セザル勿論トス

某省(何)届 申請 上申 答復 上答 意見

但各省語局ノ文書毛局名若クハ八届長ノ名ヲ見ハスヲ要セザルモノハ總ニテ本省ノ名ヲ掲ク

何某願何届

但文書 因リ肩書等ノ取捨ヲナスコトアリ

例ハ八管庁ノ添書一官名族籍等ヲ詳記セントキハ題目ニハ略記スル等ノ類ノ如シ

某省照会 某局宛 (某省) 照会 回答 某局

但某省某省ト互ニ往復スルモノハ往復共ニ出ス者ヲ題書シ受クル者ヲ細書ス

某局議案及主査 某局歴査

議案又ハ主査ヲ題稱トシ歴査ヲ記註ス

別紙

但某規則又ハ某(何)届等ノ題目アリテ本紙ト識別シ易キモノハ故ニ掲記セズ(十七年十一月八日本条改正并心得方ヲ定ム、本部第二類第二十二載之)

第二十二條 多數ナル人名等ノ如キ必シモ原書ノ體ニ拘ハラズ肩書ヲ改メ頭書トナシ或ハ一行中數段ニ記列スル如キ總ニテ簡便ヲ旨トス、唯其書式計算等ニ至リテハ二原文ノ書體ニ從テ改メザル者トス

第二十三條 編中各条ノ下引用書名ヲ記註シ或ハ書名印ヲ捺シテ原書ノ看ルニ便ス(別紙第三号參看)

第二十四條 本書八每卷索引ヲ作りテ之ヲ卷首ニ附シ又別ニ每編ノ索引ヲ作りテ數冊ト為スハシ但索引中件名種類ノ異ナルニ從ヒ圖ヲ以テ之ヲ区分シ或ハ欄外ニ掲記スル等總ニテ搜索ノ便ニ供スル者トス

※以下、別紙第一ノ三号略

[出典]十八、太政類典編纂例則ヲ定ム(諸帳簿・記録局諸則沿革録二)

https://www.digital.archives.go.jp/item/3028768